

公示第593号

令和 3年2月28日
ダスキン健康保険組合
理事長 橋本 幸子



「任意継続被保険者の平均標準報酬月額」について

令和3年度における任意継続被保険者の保険料や各種給付金などの算定の基礎となる標準報酬月額（令和2年9月30日における全被保険者の平均額）は次のとおりです。
標準報酬月額 280,000円（21等級）

ただし、その者の退職時における標準報酬月額が、この額を下回るときは退職時の月額となります。健康保険法第47条により公示いたします。

記

1. 令和2年9月30日現在の平均標準報酬月額
281,205円
2. 上記金額を基礎とした標準報酬月額
月額 280,000円
等級 (21等級)
3. 標準報酬月額を基礎とした場合の月額保険料（一般）
27,440円（保険料率 98.0/1000）
4. 適用期間
自 令和3年4月 1日
至 令和4年3月31日

以上